

町連合經由 一般文書

令和4年 8月25日

町内会長各位

白老町長 戸田安彦

町内会宛て文書班回覧のお願いについて

貴町内会におかれましては益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
また、日頃より生活環境行政の運営には格別のご理解ご協力を賜り、深く感謝申し上げます。

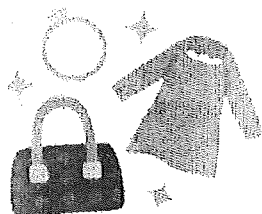
この度「白老町消費者被害防止ネットワークだより第80号」を作成いたしました。班回覧で各世帯へのご周知いただき被害防止にお役立てくださいますようお願い申し上げます。

白老町消費者被害防止ネットワーク事務局
白老町役場生活環境課町民生活G
白老町消費生活センター
TEL 0144-82-2265

白老町消費者被害防止ネットワークだより第80号

消費者被害防止情報

消費者被害情報 No.80.2022年8月
発行：白老町消費者被害防止
ネットワーク事務局
白老町消費生活センター
〒059-0995
白老町大町1丁目1-1 (役場生活環境課内)
TEL0144-82-2265 / FAX0144-82-4391



気軽に自宅に招いていませんか？！

訪問買い取りのトラブル！

「不用品を買い取ります」という電話を受けた事はありませんか？
白老町内でも多数確認されており「実際に訪問を受けた」という方も少なくないと思います。便利に思えるこのサービスですがトラブルも多く発生しています。

トラブル事例

「不要なものがあれば買い取る。古着でも何でも良い」と電話があり「古着なら」と用意して待っていた。業者は訪問すると古着はほとんど見ずに「他にアクセサリーなどはないか」と断りもなく家に上がり込み探し始めた。

強く断ることも出来ないまま買い取りに承諾したものの後で後悔し、業者に連絡して返してもらう事にした。

戻ってきた品物は破損していたものもあり、書面には書かれていない品物もあったが戻ってこなかった。



ほかに

「売ると言っていないのに買い取られてしまった」「取り戻したいが業者に連絡が取れない」「見積額に納得できず断ったが業者が帰らず根負けして売却した」「違う品物が返還された」などのトラブルが寄せられています。

トラブル増加を受け法律で規制されています

： 訪問購入のルール ：

- ・飛び込み勧誘の禁止 訪問には消費者の同意が必要です
- ・氏名等明示義務 事業者は勧誘する前に「事業者名、担当者名」「購入しようとする物」「勧誘目的であること」を告げなければいけません
- ・再勧誘の禁止 一度断った相手への勧誘は禁止です
- ・書面の交付 買取業者は売主に法律で決められた事項を記載した書面を渡さなければいけません
- ・クーリング・オフ 売主は契約書面を受け取ってから
8日間は無条件で解約（クーリング・オフ）が可能です
- ・引き渡しの拒絶 クーリング・オフ期間中は物品の引き渡しを拒絶できます

◆気軽に業者を招き入れない！

見知らぬ人を自宅に招き入れることはリスクを伴います！ 必要であれば電話の段階でキツパリと断りましょう！ 突然の訪問に備え、在宅時も玄関の施錠を習慣づけましょう！

◆書面を必ずもらい、内容を確認！

特に！「買い取られた全ての品物と数量」「業者の社名や連絡先」は必須です
後から取り戻したいと思っても書面に記載のない品物は業者が認めないと返還は困難です
また、連絡先がわからないとクーリング・オフが出来ません

◆クーリング・オフ期間中（書面受け取りから8日間）は品物を手元に置きましょう。渡してしまっても8日間はクーリング・オフ（無条件解約）が可能です

「保険金で住宅の修繕ができる」と勧誘する事業者！

自宅を訪問し「保険金で住宅の修繕ができる」と修繕工事や保険金請求サポートの契約の勧誘をする事業者とのトラブルが確認されています。台風や大雨などの自然災害の後には特にご注意下さい。



トラブル事例

- ◆保険金サポートの契約をしたがよく考えると手数料が高額だった。解約を申し出ると高額なキャンセル料を請求された
- ◆保険金を見込んで工事を発注したが、予想通りの金額がはず持ち出しになった

「損害保険金が出る」ことを前提として話が進められますが、保険の対象となるかどうかは保険会社の判断で業者が断定する事はできません。

建物の老朽化が原因でも申請しているケースがありますが老朽化は対象にならないだけでなく、うその申請は保険会社から契約の解除や保険金を受け取ってれば返金を求められたり、場合によっては保険金詐欺に該当する場合があります。

修繕が必要な場合は自身で保険会社に相談を！

KDDI 通信障害に関する返金に便乗した詐欺メールに注意！

KDDI HP より

- ◆返金に関し送信されるSMSの本文にはリンク先URLは掲載されません
- ◆お客様情報の入力を求めることはありません
- ◆返金の受け取りに関し手続きや申告は不要です

疑わしいメールが届いたら対応しないでください！

今年7月に発生した大規模通信障害に関し、返金対象者に8月中旬よりSMSや請求書等でお知らせが開始されています。これに便乗し「偽メール」や「偽SMS」の送信が予想されますのでご注意ください

警戒して下さい！道内特殊サギ多発！

	昨年度7月末	今年度7月末
件数	91件	183件
被害額	1億9576万4959円	7億2946万4795円

7月末時点で前年同期と比較し大幅な増加となっています。白老町内でも特殊詐欺と思われる電話が複数確認されています。電話でお金のお話が出たら要注意です！

やってみよう！

悪質商法撃退クロスワード・パズル



消費者をねらう悪質商法が後を絶ちません。

申し込んだ覚えも、契約するつもりもない場合はハッキリとこう言って断りましょう！



質問に答えて文字をうめてみましょう。A~Eをつなげると「悪質商法撃退」に大切な言葉になります

①	②	③	■	⑤
⑦			④	
⑧		■	⑨	
			A	B
■		⑥		■
	C	D		
⑩			E	

- タテ1 ○○○サイトとはサイト業者に雇われた○○○がなりすまして出会い系サイトへ誘導しメール交換等の有料サービスを利用させる
- タテ2 80年代アメリカ映画、ダスティン・ホフマンの代表作 クレイマー・○○○
- タテ3 校正は○○・脱字などを見る作業
- タテ4 手紙などを書き終え、更に書き加える際に記す言葉
- タテ5 ○○○捜査で犯人を捕まえる
- タテ6 春の七草。○○、ナズナ、ゴギョウ、ハコベラ、ホトケノザ...

ヨコ1 民法上、意思表示をした者の内心に意思と表示行為とが食い違っている事を表示者自身が知らない事

- ヨコ7 ○○○○○カード。信用販売。掛け売り。分割払いによる販売など
- ヨコ8 「雷」訓読みはカミナリ、音読みは？
- ヨコ9 きつねの嫁○○
- ヨコ10 訪問販売など7つの類型の取引きについて、書面を受領後8日間は無条件で契約を解除できる制度

あいまいな言葉はトラブルの元です！
断る時は「いいません！」「お断りします！」など、誰が聞いても他の意味にとれない言葉を使いましょう
× 悪い例：「結構です」「そのうちに」「考えます」・・・等

《 相談窓口 》

●白老町消費生活センター ☎ 82-2265 (白老町役場内)

《土・日・祝日・夜間の相談先は？》

●消費者ホットライン ☎ 188 10時~16時・年末年始除く

●警察相談専用窓口 ☎ #9110 毎日24時間受付

